

【総務・経理 関係】

**担当 横内 坂本 塚原
電話 055-262-4422**

総務委員会が開催されました

標記委員会が次により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成18年4月6日(木) 13:30~15:30

◇場 所 振興会会議室

◇出席者 水野委員長、細田副委員長、飯室委員、羽中田委員、大木委員
佐藤委員、水口委員、渡辺委員、佐野委員

◇協議事項

1. 平成18年度の委員会審議課題について

1) 青年部組織の立ち上げと具体的な活動
(具体的な準備会を含めた日程等の企画検討)

2) 定款に付帯する各委員会の見直し
(理事・監事候補者選考基準内規、支部規約の具体的検討方法等)

2. 会員事業場のIT化推進について(継続)

(各事業場のIT化事情の把握とインターネット(Eメール等を含む)活用した各種情報の受発信構想)

3. その他

なし

常任理事会が開催されました

標記委員会が次により開催され、その概要は次のとおりです。

◇日 時 平成18年4月13日(木) 17:00~22:30

◇場 所 振興会会議室

◇審議事項

1. 平成17年度事業報告・収支決算報告について
(理事会への提出議題の検討と確認)

2. 各種規程の一部改正について

(理事会へ上程されている委員会規約、青年部規約、総会運営内規の各規約案について、再確認)

3. その他

1) 指定協企画委員会の協議概要について
2) 環境に優しい自動車関連整備事業場表彰候補事業場の推薦について
3) 総務委員会の開催概要について

理事会が開催されました

◇日 時 平成18年4月18日（火）14：00～19：00

◇場 所 振興会大講堂

◇議 事

- 1) 平成17年度事業報告及び決算報告について
(事業報告及び決算報告を原案通り、総会提出議案とすることが承認)
- 2) 平成18年度事業計画及び収支予算（案）について
(事業計画及び収支予算（案）を原案通り、総会提出議案とすることが承認)
- 3) 各種規約等の改正（案）等について
(各種規約等の改正及び制定は下記により承認され、4月18日付で改正及び制定)
 - ・委員会規約（諮問機関のみでなく委員からの意見審議も踏まえ、各委員会の担当事項の見直しを主に改正）
 - ・青年部規約（業界を担う事業目的と各支部青年部を基盤とした幅広い組織構成を主に改正）
 - ・総会運営内規（総会運営を公正かつ効率良く運営するため、新たに制定）
 - ・技術講習所規程・専任講師報酬規定・教務職員給与規定
- 4) 商工組合定款の一部改正について
(組合事業の円滑化と活性化を図るための常任理事会の組織化と市町村合併による住居表示の変更等による見直し)
- 5) その他
 - ・環境に優しい自動車関連整備事業場表彰候補事業場の推薦について
(現行の表彰審査基準のみを満たすことなく、実態に促した新たな推薦基準を見直す必要性から、本年度の新規推薦は見合わせ、次年度へ向け当業界独自の選考基準も踏まえた推薦基準を策定し、周知及び啓蒙活動を推進し募集方法を検討する)
 - ・監事の職制について
(新定款により監事の職制が明確化され、財務及び会計監査のみならず、業務執行状況について、理事会においても監事の立場で意見を頂けるよう検討)

《委員会規約》

(目的)

第1条 定款第37条の規定により、本会に設置する委員会の組織及び運営は、この規約による。

2 委員会は振興会業務の円滑な運営を図るため、会長の諮問及び委員からの意見を審議し、必要に応じて会長に提案を行うものとする。

(種別)

第2条 委員会の種別及び担当事項は次による。

総務委員会

1. 組織の運営に関すること。
2. 予算・決算に関すること。
3. 定款及び諸規程に関すること。
4. 他の委員会に属さない事項に関すること。

業務委員会

1. 定期点検(車検)業務に関すること。
2. 業務全般の改善に関すること。
3. 環境保全に関すること。

経営委員会

1. 経営の改善に関すること。
2. 関係法令に関すること。
3. 経営に伴う諸法令に関すること。
4. 点検整備の促進に関すること。

教育委員会

1. 整備技術の向上に関すること
2. 技術講習所に関すること。
3. 整備技能登録試験に関すること。
4. その他教育に関すること。

(組織)

- 第3条 各委員会の委員の定数は、15名以内とする。
- 2 委員は、理事会の同意を経て、理事並びに学識経験者等のうちから会長が委嘱する。
 - 3 委員会に委員長、副委員長各1名を置く。
 - 4 委員長及び副委員長は、会長が指名する。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし期間は本会役員の任期に準ずる。
- 2 補充による委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員会)

- 第5条 委員会は会長の要請があったとき、又は委員からの委員会開催請求があるなど委員長が必要と判断したときに委員長が招集し議長となる。
- 2 委員長は必要に応じ、他の委員会の委員又は学識経験者等の出席を求めることができる。
 - 3 委員会は、委員の過半数の出席により開催し、議事は出席委員の過半数をもって決する。
但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(会議の報告)

- 第6条 委員長は委員会の議事録を作成し、会長に提出するものとする。

(規約改廃)

- 第7条 この規約の改廃は、会長が理事会の承認により行う。

《青年部規約》

(目的)

- 第1条 (社)山梨県自動車整備振興会(以下「振興会」という。)定款第39条及び山梨県自動車整備商工組合(以下「商工組合」という。)定款第60条の規定により、設置する青年部の組織及び運営は、この規約による。
- 2 この部は、振興会及び商工組合の青年部組織として部員の活動を総括するとともに、部員相互の研鑽と親睦を深める事業を行い、もって自動車整備事業の発展と活性化に寄与することを目的とする。

(名称及び事務所)

- 第2条 この部は、振興会及び商工組合青年部(総称:AMS山梨青年部、以下「青年部」とい

う。)と称し、事務所は、山梨県笛吹市におく。

(事業)

第3条 この部の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 振興会、商工組合、部員の事業に関する支援、協力。
- (2) 青年部活動等の啓蒙と情報提供、情報交換及び広報。
- (3) 自動車整備業界の発展に必要な提言等。
- (4) 後継者育成のための組織化促進並びに部員の増強。
- (5) その他この部の目的を達成するために必要な事業。

(組織構成)

第4条 この部は、振興会及び商工組合の各支部青年部をもって組織する。

- 2 各支部青年部に関する規約等は、各支部において別に定める。

(役員)

第5条 この部に次の役員をおく。

運営委員 18名以上36名以内

(役員の任期)

第6条 振興会及び商工組合の定款による役員の任期に準ずる。

但し、再任を妨げない。

- 2 欠員のため補選された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選任及び職務)

第7条 運営委員は、各支部青年部から選出された1名もしくは2名で構成する。

- 2 運営委員のうち1名を部長、4名を副部長、2名を幹事とし、運営委員会において互選する。
- 3 山梨県中小企業団体青年中央会の理事を派遣する場合は、運営委員の中から代表理事1名を推薦する。
- 4 部長は、部を代表し、部の業務を執行する。
- 5 副部長は、部長を補佐し、又は代理する。
- 6 幹事は、この部の業務を処理する。

(会議)

第8条 会議は、運営委員会及び正副部長会議とする。

- 2 運営委員会及び正副部長会議は、部長が必要と認めたとき招集し、部長が議長となる。
- 3 正副部長会議は、部長、副部長、幹事、代表理事で構成する。

(議決)

第9条 運営委員会の議決は、過半数が出席し、出席した運営委員の過半数により議決する。

但し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(委員会)

第10条 必要により委員会を置くことができる。

委員会の種類及び運営について必要な事項は、運営委員会において定める。

(附則)

- 1 この規約に定めのない事項及び改廃は、運営委員会において検討し、振興会及び商工組合の理事会審議を経て、これを決定する。
- 1 会員の年齢は、満50才までとする。なお、役員就任中はこの限りではない。
- 1 この規約は、平成18年4月18日より実施する。

《総会運営内規》

(目的)

第1条 この内規は定款第4章に基づく総会運営を公正かつ効率良く運営することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この内規の適用範囲は定款に定めるもののほか、第1条の目的のため、総会運営の必要事項について適用する。

(議長等)

第3条 定款24条に定める議長は、次の手順にて選出する。

- 1) 効率良く総会を運営するため、出席予定の正会員の中から、あらかじめ候補者を選出する。
- 2) 候補者は、常任理事会（会長、副会長、支部長会会長、支部長会副会長及び事務局理事）にて選考する。
- 3) 他の候補者が総会の場において立候補した場合は、出席正会員による多数決などで決定する。
- 4) 議事録署名人についても同様とする。

(書面表決等)

第4条 定款第27条に定める書面表決等は、次による。

- 1) 書面表決の様式及び手続きは、常任理事会の決議を経て、会長が定める。
- 2) 書面表決の判定は、事務局が取りまとめ報告する。
- 3) 委任状の様式及び手続きは、常任理事会の決議を経て、会長が定める。
- 4) 委任の有効性の判定は、事務局が確認し、総会に報告する。

(その他)

第5条 1) 総会開催日程等は、常任理事会で審議し、理事会で承認する。
2) 総会出席会員の資格審査は、事務局が確認する。
3) その他総会運営について必要な事項は、常任理事会で審議し、理事会で承認する。

付 則

1. この内規は理事会の議決により改訂することができる。
2. この内規は平成18年4月18日より発効する。
3. この内規は平成18年度理事会議決に基づき、平成18年度総会より実施する。

セーフティードライブ・チャレンジ200参加チーム募集について

山梨県では、交通事故防止対策として、県民一人ひとりが「毎日の生活の中で、交通ルールを守ることにより、事故を起こしたり、事故に遭わないように実践する」啓発活動を地域、学校、職場などあらゆる領域で進めています。

そこで、この啓発活動の一環として5人1チームで200日間、無事故・無違反に挑戦する「セーフティードライブ・チャレンジ200」が次ぎにより開催されることから、今年も自動車整備業界として参加しますので、皆様のチャレンジをお待ちしております。

1. 実施期間 平成18年6月15日（木）～12月31日（日）

- の200日間
2. 応募資格 運転免許証（国内免許）を持つ県内在住又は県内在勤者
3. 申込方法 申込用紙を5月26日（金）までに振興会総務課にご提出下さい。
(参加料3,500円は本会で負担します)
4. 問い合せ 総務課（坂本、塚原）まで

道路特定財源の転用反対に関する署名活動について

「道路特定財源問題」は、自動車関連19団体で構成する「自動車税制改革フォーラム」（当業界を含む自動車関係19団体）が中心となって、昨年11月から署名活動や総決起大会、新聞等による広報活動等を展開するとともに、関係方面に陳情等を行っています。

政府・与党の基本方針では一般財源化・暫定税率維持の方向性が打ち出され、平成19年度の取扱いは「歳出・歳入一体改革」のなかで議論されることになっており、本年が正念場の年となっています。

当面の議論の場としては、本年6月の財政諮問会議、最終決着は年末の19年度予算・税制改正議論で本格議論されることになります。

のことから「自動車税制改革フォーラム」では、今後、政府・与党への理解活動や世論喚起のための広報活動を展開していくこととしており、自動車整備業界においても標記署名活動の実施を求められています。

そこで、整備事業関連の従業員等を対象とした署名活動を展開しました。

その結果、緊急かつ短期間の展開にもかかわらず、目標数1000名を大幅に上回り、1,887名の署名を集めることができました。

会員の皆様には業務多忙の折、速やかに対応して頂き、厚くお礼申し上げます。

(社)山梨県自動車整備振興会
山梨県自動車整備商工組合 組織図

平成18年4月 現在

